



発行 新潟県

第 64 号

令和8年8月18日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 690 知事指定薬物の指定（感染症対策・薬務課）
- 691 道路の区域変更（道路管理課）
- 692 道路の供用開始（道路管理課）
- 693 道路の区域変更（道路管理課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（ICT推進課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）

公安委員会規則

- 10 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則（生活安全企画課）
- 11 新潟県警察組織規則等の一部を改正する規則（生活安全企画課）

雑 報

- 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

正 誤

- 令和6年10月22日付け県報第82号告示第1136号中（道路管理課）

告 示

◎新潟県告示第690号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名：1Fe-LSD）
- (2) N, N-ジエチル-2-（2-〔4-（2-フルオロエトキシ）フェニル〕メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン及びその塩類（通称名：Flueto nitazene）
- (3) N, N-ジエチル-2-（2-〔4-（2-メチルプロポキシ）フェニル〕メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン及びその塩類（通称名：Isobuto nitazene）
- (4) N-〔2-（5-メトキシ-1H-インドール-3-イル）エチル〕-2-メチルプロパン-1-アミン及びその塩類（通称名：5-MeO-NiBT、5-MeO-iBT）

2 指定の理由

条例第2条第6号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和8年8月19日

◎新潟県告示第691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年8月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市下折立字赤ノ川表978番15から	新	6.2～25.5メートル	90.8メートル
同市下折立字赤ノ川表978番15まで	旧	6.2～25.5メートル	90.8メートル

◎新潟県告示第692号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年8月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間
魚沼市下折立字赤ノ川表978番15から同市下折立字赤ノ川表978番15まで
- 3 供用開始の期日 令和8年8月18日

◎新潟県告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和8年8月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 292号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市大字長沢原字きのこ平170番9から	新	11.7～62.1メートル	1,111.4メートル
同市大字長沢字ツナギ2241番1まで	旧	5.7～56.4メートル	1,111.4メートル

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成

7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
新潟県LANシステム用モバイルコンピュータ(その4)の借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県知事政策局ICT推進課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 契約方式
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和8年7月31日(金)
- 5 落札者の氏名及び住所
FLCS株式会社新潟営業所
新潟市中央区天神1丁目1
- 6 落札価格
1,873,080,000円
- 7 入札公告日
令和8年6月30日(火)
- 8 落札方式
最低価格

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、微量薬物分析装置賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和8年8月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
微量薬物分析装置賃貸借
 - (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等
入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に関する必要事項を示す(入札説明書の配布を含む。)期間、場所及び問合せ先
 - (1) 期間
本公告の日から令和8年9月11日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所
新潟県警察本部 刑事部科学捜査研究所化学科
なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
 - (3) 問合せ先
 - ア 契約手続に係るもの
郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部 警務部会計課契約調度係
電話番号 025-285-1831(直通)
 - イ 仕様に係るもの
郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部 刑事部科学捜査研究所化学科

電話番号 025-285-0110 内線4731

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各項に該当しない者であること。
- (2) 本案件に係る競争入札参加資格確認申請書等を提出した日から本案件の入札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
- (3) 本案件の入札日から過去3か月以内に、国又は地方公共団体との契約において、談合又は暴力団排除に係る契約条項に該当したため、発注者から契約解除又は打ち切りの措置を受けた者でないこと。
- (4) 本調達案件納入後のアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和8年8月18日（火）から同年9月11日（金）まで（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部刑事部科学捜査研究所化学科

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和8年10月5日（月）午後1時以降に2(3)イへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年10月30日（金）午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人（法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。）を令和8年10月29日（木）の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人（代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人）に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第54条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) 苦情申立て

本件調達手続きにおいて、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(5) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature of the products or services to be procured:

Leasing contract for a Gas Chromatograph Mass Spectrometer: One set

(2) Date, time and place for the bid execution:

Date: Friday, October 30, 2026

Time: 10:00 a.m.

Place: Contract Bidding Room

Niigata Prefectural Police Headquarters Building

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, JAPAN

(3) Contact point for the notice :

For more information, please contact the following divisions in Japanese:

For contract procedures:

Accounting Division, Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8553

Phone: 025-285-1831

For technical specifications:

Chemistry Section, Criminal Investigation Laboratory

Criminal Investigation Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8553

Phone: 025-285-0110 Extension 4731

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第10号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則を次のように定める。

令和8年8月18日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和8年国家公安委員会規則第8号）に定めるもののほか、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指示)

第2条 法第11条の規定による指示は、別記様式第1号の指示書により行うものとする。

(営業の停止命令)

第3条 法第12条の規定による営業の停止命令は、別記様式第2号の営業停止命令書により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

指 示 書

第 年 月 号 日

住 所

氏 名 又 は 名 称
〔 法人にあっては、
代表者の氏名 〕

殿

新潟県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）第11条の規定により、次のとおり指示する。

違 反 事 項	
指 示 事 項	
理 由	
(教示) 1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。))に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 (3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	

別記様式第2号（第3条関係）

営業停止命令書

第 年 月 日

住 所

氏名又は名称
〔法人にあっては、
代表者の氏名〕

殿

新潟県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）第12条の規定により、次のとおり特定金属くず買受業の停止を命ずる。

停止の範囲	
停止の期間	年 月 日から 日 まで （ 日間）
処分の理由	
（教示） 1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて （1）この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。 （2）また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 （3）ただし、上記（1）（審査請求をした場合には（2））の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、上記（1）（審査請求をした場合には（2））の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	

新潟県公安委員会規則第11号

新潟県警察組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年8月18日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県警察組織規則等の一部を改正する規則

(新潟県警察組織規則の一部改正)

第1条 新潟県警察組織規則(平成13年新潟県公安委員会規則第3号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表第1(第39条関係)			別表第1(第39条関係)		
課名	名称	分掌事務	課名	名称	分掌事務
(略)			(略)		
生活安全 企画課	(略)	第12条第7号から第14号まで、第16号、第18号及び第20号に掲げる事務	生活安全 企画課	(略)	第12条第7号から第14号まで、第16号及び第18号に掲げる事務
(略)			(略)		

(新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部改正)

第2条 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則(昭和49年新潟県公安委員会規則第1号)の一部を次の表のように改正する。

(太枠部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
種別	本部長が専決できる事務	種別	本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係	(略)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係	(略)
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律関係	(1) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号。以下「金属盗対策法」という。)第3条第1項の規定による営業開始の届出の受理 (2) 金属盗対策法第3条第2項の規定による営業廃止又は変更の届出の受理 (3) 金属盗対策法第4条の規定による届出番号等の通知 (4) 金属盗対策法第11条の規定による特定金属くず買受業を営む者に対する必要な措置の指示 (5) 金属盗対策法第13条第1項の規定による報告若しくは資		

	料の提出の要求又は立入検査の指示 (6) 金属盗対策法第13条第2項の規定による証票の作成 (7) 金属盗対策法第14条の規定による情報の提供		
(略)		(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、新潟県立大学PBL-Lab各室 机・椅子等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年8月18日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若 杉 隆 平

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県立大学PBL-Lab各室 机・椅子等の購入

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び別記仕様書による。

(3) 納入期限

令和8年10月30日（金）までに、調達物品について確認検査を受けること。

(4) 納入場所

新潟県立大学（新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地）

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

令和8年8月18日（火）から同月24日（月）まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「職員の勤務時間等に関する規程」という。）第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所及び問い合わせ先

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学総務財務部企画広報課

電話番号025-368-8224 FAX番号025-270-5173 電子メールアドレス kikaku@unii.ac.jp

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年8月31日（月） 午後1時30分

(2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学 コモンズ3号館4階5401大会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 令和8・9・10年度新潟県物品等入札参加資格者名簿（家具もしくは文具・事務機器）に登録されている

者であること。

(5) 本調達物品又はこれと同等以上の類似する物品に係る納入実績があることを証明した者であること。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

(8) 新潟県暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期限 令和8年8月26日(水) 午後5時15分

イ 提出場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学総務財務部企画広報課

ウ 提出方法 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及びその部数 入札説明書による。

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 令和8年8月28日(金) 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 (1)イに掲げる場所

6 入札の方法

(1) 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

11 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がない時は契約を締結しない場合がある。)

イ 本件入札及び新貸借契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。

正 誤

令和6年10月22日付け新潟県告示第1136号（道路の区域変更）

2 ページの

「

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市新穂皆川321番17から 同市金井新保字東道崎226番1まで	新	(A)9.7～24.8メートル	209.5メートル
		(B)7.8～24.8メートル	220.0メートル
	旧	9.7～24.8メートル	209.5メートル

」

は、

「

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市新穂皆川321番17から 同市金井新保字東道崎226番1まで	新	(A)9.7～36.4メートル	209.5メートル
		(B)9.0～36.4メートル	220.0メートル
	旧	9.7～36.4メートル	209.5メートル

」

の誤り。